

平成22年10月第27回互理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 平成22年10月27日第27回互理町議会臨時会は、互理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員（20名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1 番 | 小野 一雄 | 2 番 | 熊澤 勇 |
| 3 番 | 鞠子 幸則 | 4 番 | 相澤 久美子 |
| 5 番 | 渡邊 健一 | 6 番 | 高野 孝一 |
| 7 番 | 宍戸 秀正 | 8 番 | 安藤 美重子 |
| 9 番 | 鈴木 高行 | 10番 | 平間 竹夫 |
| 11番 | 佐藤 アヤ | 12番 | 佐藤 實 |
| 13番 | 山本 久人 | 14番 | 熊田 芳子 |
| 15番 | 安田 重行 | 16番 | 永浜 紀次 |
| 17番 | 高野 進 | 18番 | 島田 金一 |
| 19番 | 安細 隆之 | 20番 | 岩佐 信一 |

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（20名） 応招議員に同じ

○ 欠 席 議 員 (0 名) 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総 務 課 長	森 忠 則	企 画 財 政 課 長	佐 藤 仁 志
税 務 課 長	日 下 初 夫	町 民 生 活 課 長	安 喰 和 子
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 浄	産 業 観 光 課 長	東 常 太 郎
わたり温泉 鳥の海所長	作 間 行 雄	都 市 建 設 課 長	古 積 敏 男
上 下 水 道 課 長	清 野 博 文	会 計 管 理 者 会 計 課 長	齋 藤 良 一
教 育 長	岩 城 敏 夫	学 務 課 長	遠 藤 敏 夫
生 涯 学 習 課 長	佐々木 利 久	農 業 委 員 会 事 務 局 長	酒 井 庄 市

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	佐 藤 正 司	庶 務 班 長	牛 坂 昌 浩
書 記	佐 藤 義 行		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 提出議案の説明

日程第4 議案第65号 訴えの提起について

日程第5 議案第66号 平成22年度互理町一般会計補正予算（第4号）

午後0時58分 開会

議長（岩佐信一君） これより、平成22年10月第27回互理町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、15番 安田重行議員、16番 永浜紀次議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（岩佐信一君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長諸報告

議長（岩佐信一君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりで

あります。

次に、町長提出議案についてであります。町長から、訴えの提起案1件及び補正予算案1件が提出されております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

議長（岩佐信一君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

本日、第27回亶理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案2件であります。よろしく審議方お願いを申し上げます。

まず、議案第65号 訴えの提起についてであります。亶理町町営住宅下茨田住宅の入居者が、亶理町町営住宅条例第22条の「迷惑行為の禁止」に抵触し、なおかつその後も繰り返し行っていることにより周辺住民に迷惑をかけるため、契約解除及び明け渡しの請求を行ってまいりました。しかしながら、同請求に応じないことから、今回仙台地方裁判所に対して、本町の顧問弁護士である三島法律事務所の真田昌行弁護士を代理人として、町営住宅の明け渡しを求めるための訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第66号 平成22年度亶理町一般会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,592万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億4,035万8,000円とするものであります。

それでは、歳出予算についてご説明を申し上げます。

第3款民生費につきましては、6月の定例会において予算を提案し、可決いただきました認知症対応型グループホーム施設整備事業補助金において、公募によりサービス提供業者を決定いたしました。その事業者の運営方法が、みずから施

設整備を行うのではなく、施設を賃貸借契約する方式により運営する事業者であるため、施設建設助成のために予算措置した補助金2,625万円を減額補正するものと、そのサービス提供事業者が施設の開設時から質の高いサービスを提供できるように、施設開設前に職員訓練等を実施する経費などを助成するための認知症対応型グループホーム施設開設準備事業補助金995万4,000円を新たに増額補正するものであります。

8款土木費につきましては、先ほどの議案第65号訴えの提起についての中でご説明申し上げましたとおり、町営住宅入居者が亙理町町営住宅条例に違反する行為を繰り返し行い、再三にわたり改善指導を行ったものの、迷惑行為を改めなかったことから、町営住宅の明け渡しなどを求めるための弁護士費用等として37万円を増額補正するものであります。

次に、歳入予算についてご説明を申し上げます。

9款地方交付税については、今回の補正の調整財源として37万円を増額補正するものであります。

14款県支出金については、認知症対応型グループホーム整備の財源として予算措置していた介護基盤緊急整備特別対策事業補助金2,625万円を減額補正するものと、開設前の職員訓練などに要する経費の財源として介護施設開設準備経費助成特別対策事業補助金として995万4,000円を新たに増額補正するものであります。

以上、提出議案について概要説明を終わりますが、何とぞ慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願いを申し上げます。提出議案の説明といたします。

議長（岩佐信一君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 議案第65号 訴えの提起について

議長（岩佐信一君） 日程第4、議案第65号 訴えの提起についての件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） それでは、議案第65号 訴えの提起についてご説明申し上げます。

町は、町営住宅の明け渡し等の請求に関し、地方自治法第96条第1項第12号の規定による議決を経て、下記のとおり訴えを提起する。

記。1、被告となるべき者の住所、氏名。宮城県亶理郡亶理町・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

2、事件の要旨。相手方は、亶理町町営住宅条例第22条「迷惑行為の禁止」に違反し、長期間にわたり繰り返してペットを飼育しており、再三にわたる指導にもかかわらず迷惑行為を改めなかったため、住宅の契約解除及び明け渡しの請求をしたが、期日まで応じなかったため町営住宅の明け渡し等を求めるもの。

3、請求の要旨。相手方に対し町営住宅の明け渡しを求めるもの。

4、訴訟遂行の方針。(1) 弁護士を訴訟代理人と定める。(2) 第1審判決の結果必要がある場合は上訴する。

議案につきましては、以上で説明を終わります。

続きまして、訴えるまでに至った経緯について少しご説明を申し上げます。

・・・・さんにおきましては、平成13年9月に袖ヶ沢住宅に入居されております。そして、入居者間のトラブルによりまして、平成21年8月には下茨田住宅のほうに転居をされております。・・さんにつきましては、提案理由にありましたように平成17年6月以来ペットの飼育を繰り返しておりまして、他の入居者からは「・・さんの家で飼っているペットのにおいが漂ってくる」「ベランダから毛が飛んでくる」「階段に毛やおしっこがついている」「動物アレルギーのため精神的におかしくなってくる」など苦情が多数寄せられております。

・・さんには、苦情があるたび何度も注意文書や迷惑行為是正指示書を送付しまして指導してまいりましたが、注意したときには一時的に移動させ「もう飼育しません」と約束しますけれども、またペットを飼育して約束を守ってもらえないという状態が続いておりました。

今年の5月24日には、・・さん宅で猫を飼っているとの苦情がありましたので、当日職員が訪問いたしまして立入検査をさせてほしいと交渉しましたが、「猫はいないので家の中には入れられない」と拒否をされております。その後も「夜や早朝に猫の足音がうるさくて眠れない」「猫のにおいがする」「ベランダから虫が飛んでくる」などの苦情が何度も寄せられますので、職員が近隣の入居者宅を借りて鳴き声の確認を行っておりました。

その結果、7月28日に猫の鳴き声を確認できたことから、顧問弁護士と相談をさせていただきます。その結果、明け渡しの請求ができるとの結論に達しましたので、8月3日付で町営住宅入居許可の取り消し及び町営住宅の明け渡し請求の文書を送付しまして、9月6日まで明け渡すよう請求しましたがけれども、明け渡しには応じてもらえない状況が続いております。このようなことから再度顧問弁護士に相談しましたところ、裁判での解決しかないとの指導を受けましたので、町としましても善良な入居者の安全、安心を守るために、やむを得ず仙台地方裁判所に町営住宅の明け渡しの訴えを提起するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず第1点は、地方自治法第96条第1項第12号、今回の件であります。訴えの提起です。訴えの提起を今まで議会に提案されたことはありますか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 1件ございました。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 私、議員になってからは記憶はないんです。よければいつだったのかお願いいたします。

第2点目。町営住宅条例第39条、これは町営住宅の明け渡し等ですね。その次に第4項がありますけれどもこの説明と、明け渡し請求から実際明け渡しを行ったまでの家賃はどのようにするのですか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 過去に熟研の関係で1件あったように記憶していたんですけども、なお調べさせていただきます。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 第39条の第4項の件なんですけれども、今現在・・・さんにおきましては町営住宅の明け渡し請求に応じていないということで、町としては不法占拠とみなしております。それで、この不法占拠の間の入居料につきましては今後弁護士のほうと相談して、この条項が適用できるかどうか検討していきたいと思っております。以上です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） もう1点です。町営住宅条例施行規則の第19条には、迷惑行為について具体的に規定されているんです。（1）では「犬、猫などの動物を飼育すること」を禁止するとなっているんです。犬、猫などの動物を飼うこと自体が全面的に禁止されているんですね。人に迷惑をかけたときに飼ってはだめだという規定ではなくて、全面的に飼育を禁止していると。これは裁判の争点になるかどうか分からないですけども、なぜ全面的に飼育を禁止しているんですか。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 町営住宅につきましては、いろいろな方が入居されております。その中には犬、猫の好きな方、嫌いな方、それから以前にも苦情にあったんですが、犬、猫の毛のアレルギーを持っている方などいろいろな方がいらっしゃいます。そのために町としては全面的に禁止をさせていただいているということで、ペットを飼わないということになれば、どのような方が入居されても問題がないだろうというようなことでの判断でございます。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第65号 訴えの提起についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号 訴えの提起についての件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第66号 平成22年度亘理町一般会計補正予算（第4号）

議長（岩佐信一君） 日程第5、議案第66号 平成22年度亘理町一般会計補正予算（第4

号) の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長(佐藤仁志君) それでは、議案第66号 平成22年度亘理町一般会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

平成22年度亘理町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,592万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億4,035万8,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明を申し上げますので、10ページをお開きいただきたいと思います。

3、歳出。3款民生費1項3目老人福祉費、今回の補正額は1,626万円を減額するものでございます。内容については11ページの右側になりますが、19節の負担金補助及び交付金ということで、今回開設……、失礼しました。順序がちょっと逆になっていますけれども、下のほうの施設整備事業補助金2,625万が今回減額になりまして、開設準備事業補助金ということで、今回ここの施設につきましては2ユニット18名が入所できるということで、これらについては1名当たり55万3,000円の職員等の訓練費、それぞれの事業体経費ということで総額で995万4,000円の金額を増額補正しまして、それで減額と増額を相殺させていただいて、1,629万6,000円の減額という内容でございます。

次に、8款土木費5項1目住宅管理費37万円の増額補正であります。先ほど議案でもご説明のとおり、今回の住宅管理経費の中で、明け渡しの請求に伴いまして弁護士料と印紙代、切手代等の諸経費ということで、12節の役務費6万円、13節の委託料31万円を増額補正する内容でございます。

次に、前のページに戻りまして歳入のほうをご説明しますので、8ページをお開きいただきたいと思います。

歳入関係でございますが、9款の地方交付税1項1目地方交付税、37万円の増額補正でございます。これにつきましては、先ほど説明した歳出財源についての財源調整ということで交付税37万円を追加補正するものでございます。

次に、14款県支出金2項2目民生費県補助金1,629万6,000円の減額補正でございますが、説明の欄にありますように、施設整備が今回は施設を建てないで土地と

建物を賃貸するというので、上のほうの介護基盤緊急整備特別対策事業補助金、これは1施設当たりということになっていますので2,625万円の減額。そして、新たに介護施設開設準備経費助成特別対策事業補助金、これについては開設前の職員訓練などに要する経費ということで995万4,000円を増額するわけでございまして、相殺して1,629万6,000円の減額補正となったところでございます。

内容については以上になります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 9ページをお伺いします。14款です。この事業、認知症グループホームを行う事業者ですね。どこの事業者が行うんですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 株式会社ニチイ学館でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 11ページ、8款5項1目。22年度の当初予算には、顧問弁護士委託料として57万円が計上されているんですね。これとの関連はどうなるんですか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 22年度の当初予算につきましては、三島法律事務所に対する顧問弁護士料ということで、額的には……（「57万くらいなの」の声あり）ええ。それ、ちょっと多いんですけれども、37万ほどでございます。「等」でございますので、そこにはちょっと別なものも含んでおりますので、1カ月3万1,500円でございますので、37万8,000円でございます。これにつきましては通常、通常というのも変ですけれども、常々の相談料とかそういうような、例えば紛争処理の相談、それから役場での、あるいは住民に対する相談業務、そういうものも全部含めて年間37万8,000円で顧問弁護ということでお願いしました。

今回のこの経費につきましては、訴えにかかる裁判の費用というふうなものになりますので、別物というふうにご考えております。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありますか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 今の11ページなんですけれども、事業者がニチイ学館というような話なんですけれども。この建物の設置者はだれなのかですね。

あと、今までこういう事業開始前に準備金として、公の資金をこの民間のニチイ

学館のようなところに出した経緯があるものかどうか。以前に。私の記憶では、建物の整備資金として出した経緯はありますけれども、事業開始前にこのような準備資金として出した記憶はないんじゃないかなと思っていますけれども、その出すようになった経緯。

それで、この900何がしの金は職員の人件費というようなことですが、事業開始前の訓練の人件費と考える。ただし、このニチイ学館なんていうのは、介護保険始まって以来、当初からやっている大手の事業者になりますね。こういうところにこういう準備金の金を出していいものかというのは懸念するところがある。このニチイさんというのは本当に大手の、介護保険からいけばプロですよ。もうこういうノウハウは知っているところだと思うんです。その辺出すようになった経緯とか、その辺について説明をお願いします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） まず、土地の所有者でございますけれども、これにつきましては個人間の契約というふうなことでございますので、特別に書類としては現時点では求めておりません。

それから、この準備資金でございますけれども、これにつきましては補助事業として新たに出たものというふうに解釈しております。大きなものということで、事前の職員の研修費などというようなことでの代表的なものを申し上げましたけれども、その介護事業に関する備品等も該当になるようでございます。それで、これは県のほうへの申請になりますので、最終的にこちらのほうで、事前的に協議しますけれども、どれが該当になるのかそういったものも、最終的にはこれがマックスでの補助金というふうなことで、精算で確定するというようなことになる予定でございます。

今後とも事業者との内容聞き取りとしながら、県とも協議して進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 確かに国の政策で準備金の補助が出るというような形になっていると、今は察したんですけども、多分このような事業についてはニチイ学館さんのほうで、全国でやっているものだから「こういうのありますよ」と役場のほうに来たんだと思うんですね。補助の制度が。これを活用してくださいということ

で、このような準備資金を提供するような事務の経緯が出てきたと私は察する。町のほうから「準備資金使ってください」と言ったわけではないと思いますよ、課長。そうですか。まだいいです。

あと事前に、さっき言ったけどこういう経過というのはあったんですか。準備資金として出す。それはことし初めて出たの。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） ことしが初めてでございます。

あと事業者のほうには、額のほうが全体枠では決まっていたんですけども、その希望が取りまとまった段階でその単価を設定するということがございまして、こういうふうな補助金はありますけれども額のほうがまだ確定していませんというようなことで、事前に事業者のほうにも説明をしております。

今回、当初は50万ちょいというお話だったんですが……。失礼しました、60万です。最初は60万というふうなお話だったんですけども、数の関係で最終的にこの金額になったというようなことで内示をいただいたことで、今回正式に補正を組ませていただいたわけでございますが、お話については事前の説明ではさせていただいております。ただ、額は確定しておりませんというようなことですけれども、現時点では約60万ぐらい計画されているようだというふうなことでのご説明は各事業者のほうにさせていただいております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今、準備金の中に備品も含まれるというような話なんですね。じゃあ、備品の額がどのぐらいで、当初の訓練費が何人分を見てどのぐらいになっているかという内容もわからないのかな。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 現時点では詳しい内容はまだ出ておりません。最終的に、ことし末ぐらいまでにおおよその計画のほうを出していただく予定で現在進めております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第66号 平成22年度亶理町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号 平成22年度亶理町一般会計補正予算（第4号）の件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、平成22年10月第27回亶理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時29分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤正司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亶理町議会議長 岩佐信一

署名議員 安田重行

署名議員 永浜紀次